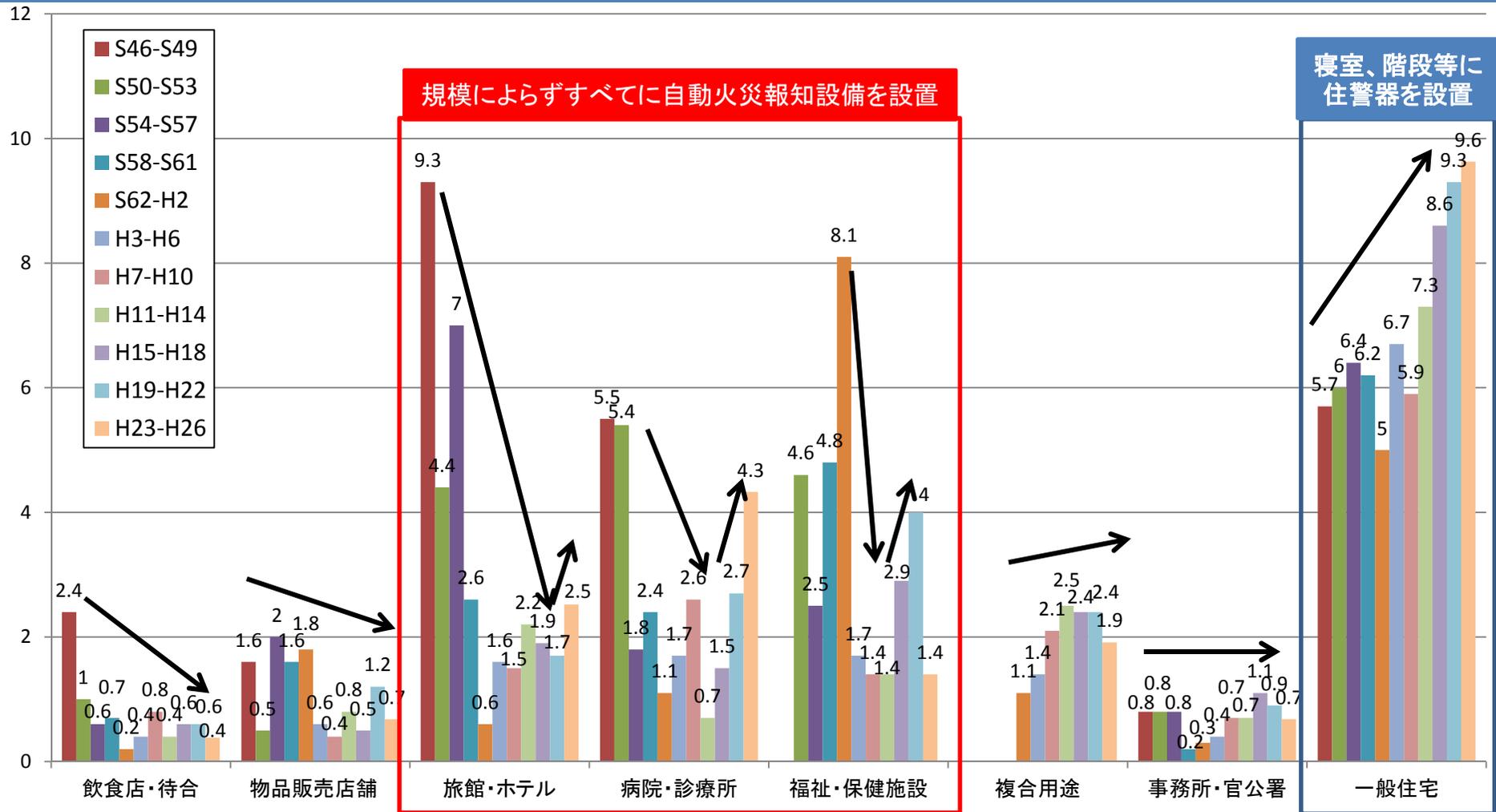


火災予防の現状

建物火災100件当たりの死者数の推移

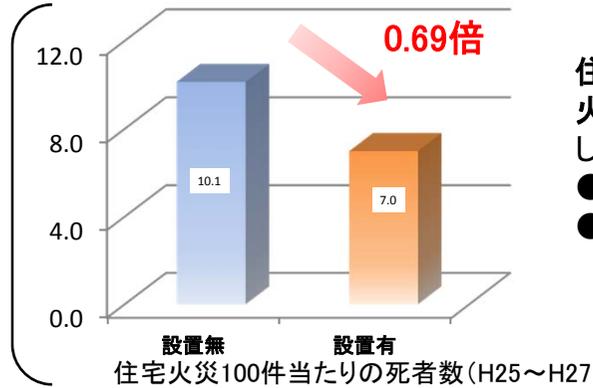
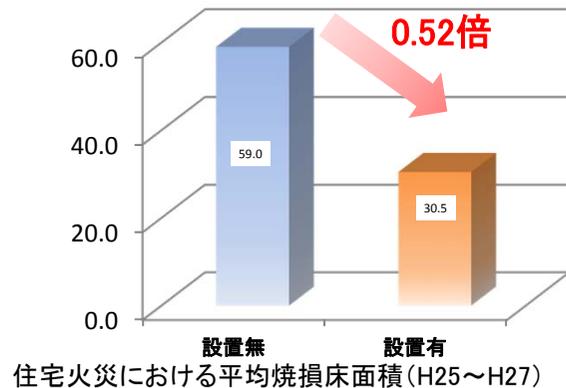


飲食店の延べ床面積別
火災100件当たりの死者数

	0~149㎡	150~299㎡	300㎡~	合計
平成 7年~11年	0.8	0.4	0.6	0.6
平成12年~16年	0.4	0.7	0.6	0.6
平成17年~21年	0.5	0.8	0.5	0.6
平成22年~26年	0.2	0.6	0.3	0.4
平均(過去20年間)	0.5	0.6	0.5	0.5

飲食店火災等における焼損床面積等の状況

●住宅火災における平均焼損床面積は、住警器未設置で約59㎡、住警器設置で約31㎡。



住宅の寝室、階段等に住宅用火災警報器を設置した効果として、

- 焼損床面積は半減
- 火災100件当たりの死者数は2/3に減少

●300㎡未満の飲食店の火災のボヤで止まった割合は約6割、平均焼損床面積は25㎡程度。(数値は17-21年の合計)

用途	飲食店 (3項イ・ロ)	旅館・ホテル (5項イ)	物販店 (4項)	全用途 (1項～16項)
火災の件数(a) (※1)	1,716件 (745件)	139件 (208件)	597件 (380件)	19,468件 (16,756件)
ボヤの件数(b) < 率(b/a) > (※1)	1,031件 (513件) < 60.1% (68.9%) >	58件 (127件) < 41.7% (61.1%) >	354件 (281件) < 59.3% (73.9%) >	10,487件 (11,126件) < 53.9% (66.4%) >
平均焼損床面積(※2)	24.3㎡ (34.1㎡)	48.2㎡ (78.2㎡)	34.9㎡ (64.3㎡)	32.4㎡ (43.3㎡)

※1 件数は、平成17年～21年の5年間の合計。なお、ボヤとは、「火災建物の焼損床面積=0」の火災。

※2 平均焼損床面積は、焼損床面積合計を火災件数(a)で除したものの。

※3 調査時点では、自動火災報知設備は、飲食店、旅館・ホテル、物販店ともに床面積300㎡以上で義務付け。旅館・ホテルは、新築はH27以降、既存はH30以降に全て義務付け。また、()内は自動火災報知設備の設置義務のある延べ面積300㎡以上999㎡未満の値を示す。

●飲食店での火災における初期消火実施率は約7割。

(数値は平成26年中)

用途	飲食店 (3項イ・ロ)	旅館・ホテル (5項イ)	物販店 (4項)	全用途 (1項～16項)
火災の件数(全面積)※	600件	131件	353件	11,648件
初期消火実施件数<率>	426件<71.0%>	102件<77.9%>	226件<64.0%>	7,738件<66.4%>
150㎡未満の火災の件数※	216件	5件	48件	1,588件
初期消火実施件数<率>	154件<71.3%>	4件<80.0%>	26件<54.2%>	950件<59.8%>

※ 件数は平成26年中の合計

糸魚川火災を踏まえた火災予防のあり方について

1. 基本的な考え方（案）

「本件火災のような木造建築物が密集した地域」では、1件の火災が大規模な火災に繋がる危険性があることから、建築物の立地状況や居住者特性等を十分に踏まえた上で、地域の火災予防に関する意識をより一層高め、街ぐるみで住宅や小規模飲食店等の出火防止対策、火災の早期覚知対策、初期消火の実効性向上対策等に取り組むことが必要である。その際、高齢社会において火災予防対策の実効性を向上させる観点も重要である。

2. 火災予防対策の実効性向上対策（案）

ア 住宅における火災予防対策の徹底

「本件火災のような木造建築物が密集した地域」内の建築物の大半を占める住宅における防火対策の徹底を図ることが必要ではないか。

火災予防対策	具体的な例
(ア) 出火防止対策	・継続的な防火意識の啓発（寝たばこ防止の注意喚起、ストーブやこんろ等の火気使用設備の適正使用、カーテンや寝具等の防災品の推奨）
(イ) 火災の早期覚知対策	・住宅用火災警報器の設置・交換の推進 ・連動型住宅用火災警報器の普及
(ウ) 初期消火対策	・消火器や住宅用消火器の設置 ・街ぐるみでの初期消火訓練の実施 ・消火用水バケツ、街頭消火器、スタンドパイプの活用

イ 小規模飲食店等における火災予防対策の徹底

「本件火災のような木造建築物が密集した地域」内の小規模飲食店等にあっては、次の防火対策を講ずることが必要ではないか。

火災予防対策	具体的な例
(ア) 出火防止対策	・厨房設備と可燃物との離隔距離の確保 ・グリスフィルター等の適切な維持管理 ・監視人の配置 ・壁面やダクト内の油脂等の清掃の徹底
(イ) 火災の早期覚知対策	・監視人の配置 （・厨房における住宅用火災警報器の設置）
(ウ) 初期消火対策	・厨房における油火災に対応する消火器の設置

住宅における火災予防対策の徹底

- 1件の出火が大規模な火災に繋がる危険性のある木造建築物が密集する地域等には多くの木造戸建て住宅等が立地するため、住宅防火対策を推進することが極めて重要。
- 住宅における出火防止、火災の早期覚知、初期消火の実効性向上を図るため、啓発コンテンツの活用や充実を図りつつ、当該地域で重点的に住宅防火指導を実施する必要があるのではないか。

○防災品の普及

- 住宅においては、カーテン等の防災物品のほか、エプロン等の防災製品^(※)の使用を推奨。(※消防法による使用義務のない防災性能を有する製品。消防法では、高層建築物、飲食店、病院等の防火対象物におけるカーテン等について、防災物品の使用を義務付け。)
- 全国火災予防運動時や毎年の住宅防火・防災キャンペーン等でPRするほか、防災効果や燃焼比較実験、奏功事例をWebページ上で紹介。



○住宅用火災警報器の設置・維持管理(義務)

- 戸別訪問による働き掛け
- マスメディアと連携した広報
- 映像資料の活用
- 奏功事例の紹介 等



○住宅用消火器

- 初期消火映像の周知
- リーフレットの配布 等



■ 出火防止の啓発



<こんろ>

- リーフレット
 - 調理油過熱防止装置等(H20.10義務化)の普及、出火状況と対策(高齢者向けあり)
- 映像資料
 - 「こんろ火災の恐怖とその対処方法」等



<ストーブ>

- リーフレット
 - 出火状況と対策(高齢者向けあり)
- 映像資料
 - 「洗濯物を石油ストーブ上で乾かした場合の火災危険」等



高齢者宅の防火訪問



木密地域の防火講話



<たばこ>

- リーフレット
 - 出火状況と対策(高齢者向けあり)
- 映像資料
 - 「小さな火種の知られざる恐怖 ~たばこ火災を防ぐために~」 等



<放火>

- リーフレット
 - 出火状況と対策
- 放火防止対策戦略プラン
 - 地域の放火危険性をPDCAサイクルで評価し対策 等

飲食店におけるこんろ火災の実態

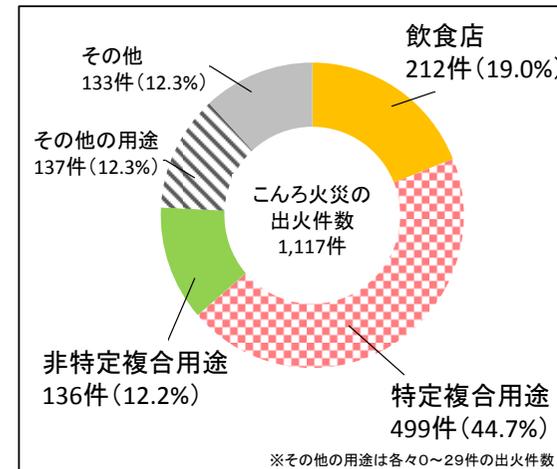
○住宅火災を除く建物火災の1割強はこんろ火災。こんろ火災は飲食店及び複合用途で全体の4分の3を占める。

■建物火災(住宅火災以外)の主な出火原因 (H27年中)

建物火災 (住宅火災以外)	10,100 件		
放火・放火の疑い	1,387 件 13.7 %	配線器具	460 件 4.6 %
こんろ	1,117 件 11.1 %	電気装置	329 件 3.3 %
たばこ	683 件 6.8 %	たき火	288 件 2.9 %
電灯電話等の配線	510 件 5.0 %	ストーブ	269 件 2.7 %
電気機器	496 件 4.9 %	溶接機・切断機	185 件 1.8 %

※電灯電話等の配線・屋内の電気使用場所において固定して施設する電線等
電気機器・冷蔵庫、冷暖房機、照明器具等 配線器具・スイッチ、プラグ、アダプター等
電気装置・変圧変流器、モータ、コンデンサ

■こんろ火災の火元建物用途別出火件数(住宅除く) (H27年中)



○飲食店火災の件数は毎年550件程度。営業時間帯の出火件数が多く、初期消火率も高い。

- ・飲食店火災 (3 項口) : 平成27年536件、平成26年583件、平成25年588件

○飲食店火災の約4割がこんろ火災であり、こんろ火災の約6割がその場を離れている間に出火したもの。

- ・飲食店火災中のこんろ火災 : 平成27年212件 (39.6%)、平成26年210件 (36.0%)、平成25年204件 (34.7%)
- ・当該こんろ火災中で「放置する、忘れる」を原因とする火災 :
平成27年123件 (58.0%)、平成26年134件 (63.8%)、平成25年120件 (58.8%)

飲食店におけるこんろ火災の実態

○平成20年10月より、家庭用ガスこんろには調理油過熱防止装置の設置が義務化され、一般住宅におけるこんろ火災は徐々に減少している。これに対して、業務用ガスこんろには調理油過熱防止装置が設置されたものは存在せず^{注)}、有効な出火防止対策が講じられていない。

- ・住宅のこんろ火災：平成20年4,120件、平成27年2,304件（44.1%減。対H20年）
- ・飲食店のこんろ火災：平成20年208件、平成27年212件（1.9%増。対H20年）

注) ガス機器関連団体からの聞き取りによる。

○火災予防条例により一般住宅の台所に住宅用火災警報器の設置を義務化している地方公共団体は約1割ある。

- ・台所への住宅用火災警報器の設置を義務化している市区町村数：
185／1,727（10.7%）（平成22年4月1日現在）

<都道府県別市区町村数> 1都1道2府6県

都道府県名	市区町村数	都道府県名	市区町村数
北海道(札幌市ほか)	8	愛知(名古屋市ほか)	21
宮城(仙台市ほか)	34	滋賀(草津市ほか)	4
千葉(千葉市ほか)	21	京都(京都市ほか)	26
東京(23区ほか)	56	大阪(大阪市)	1
神奈川(横浜市ほか)	9	兵庫(神戸市ほか)	5

飲食店におけるこんろ火災の実態と防火対策の考え方

○自動火災報知設備又は住宅用火災警報器の設置義務のない小規模飲食店等についても、すべて住宅用火災警報器の設置を義務付ける必要があるのではないかとこの意見がある。

○小規模飲食店に対する住宅用火災警報器の設置義務化について、主要な消防本部に意見照会したところ、次のような意見があった。

- ・一般住宅と比べて人的・物的被害ともに小さい小規模飲食店に自動火災報知設備又は住宅用火災警報器の設置義務を課すことは過剰規制ではないか。
- ・調理中に監視人を置くこととされている飲食店では、その場を離れるとしても通常はすぐに戻れる範囲内であり、火災の覚知遅れは起きにくいのではないか。
- ・今回の火災のように出火時に厨房付近に誰もいない場合、住宅用火災警報器の警報音が壁や扉により減衰し誰も気付かない可能性が高く、防火上の効果は限定的ではないか。
- ・小規模飲食店の厨房には熱式の住宅用火災警報器^{注)}を設置することが考えられるが、煙式と比べて覚知までに時間を要するため、初期消火の効果は限定的ではないか。

注) 感知器周辺温度が65℃程度に熱せられた時に発報するもの。一般的には煙式であるが、調理中の煙により作動する可能性あり。

○また、飲食店火災の3割強は油火災で、水での初期消火は困難であるため、消火器による初期消火が必要ではないかという意見がある。

- ・飲食店火災中で動植物油類へ着火した火災：

平成27年193件 (36.0%)、平成26年197件 (33.8%)、平成25年194件 (33.0%)

- ・政令指定都市の約8割、中核市の約5割は、火気を使用する場所での消火器の設置を火災予防条例により義務付けている。

飲食店におけるこんろ火災の防火対策が必要な地域の考え方

○木造の建築物が密集した地域など大規模な火災につながる危険性が高い地域であると地方公共団体が認める地域に限って、こんろ火災を早期覚知し初期消火するための防火措置を求めることも考えられるが、どのような地域に限定することがあり得るか。

第3回検討会（3月9日）資料3「強風下等における消防活動等を想定した各種基準等の事例」より再掲

1 「木造建築物が密集した地域」を危険区域として指定するにあたっての基準（例）

○ 地勢

- ・区域の地形、道路及び水利状況などを考慮し指定している。

例1) 一街区における消防ポンプ自動車進入限界地点から木造密集地域までの距離により指定（ホース10本以上、50m以上、100m以上）

○ 建築事情

- ・建ぺい率、戸数、建築物の構造・密集度などを考慮し指定している。

例1) 一街区における木造建築物の割合により指定（50～80%）

○ 上記の地勢、建築事情等を複合的に勘案し「消防活動が困難地域」として指定している。

○ 他機関の指標等

- ・「防火地域」、「準防火地域」、「地震時等に著しく危険な密集市街地」、また「工業地域」などを用いて地域を指定している。

市町村が都市計画として、市街地における火災の危険性を防除するため定める地域

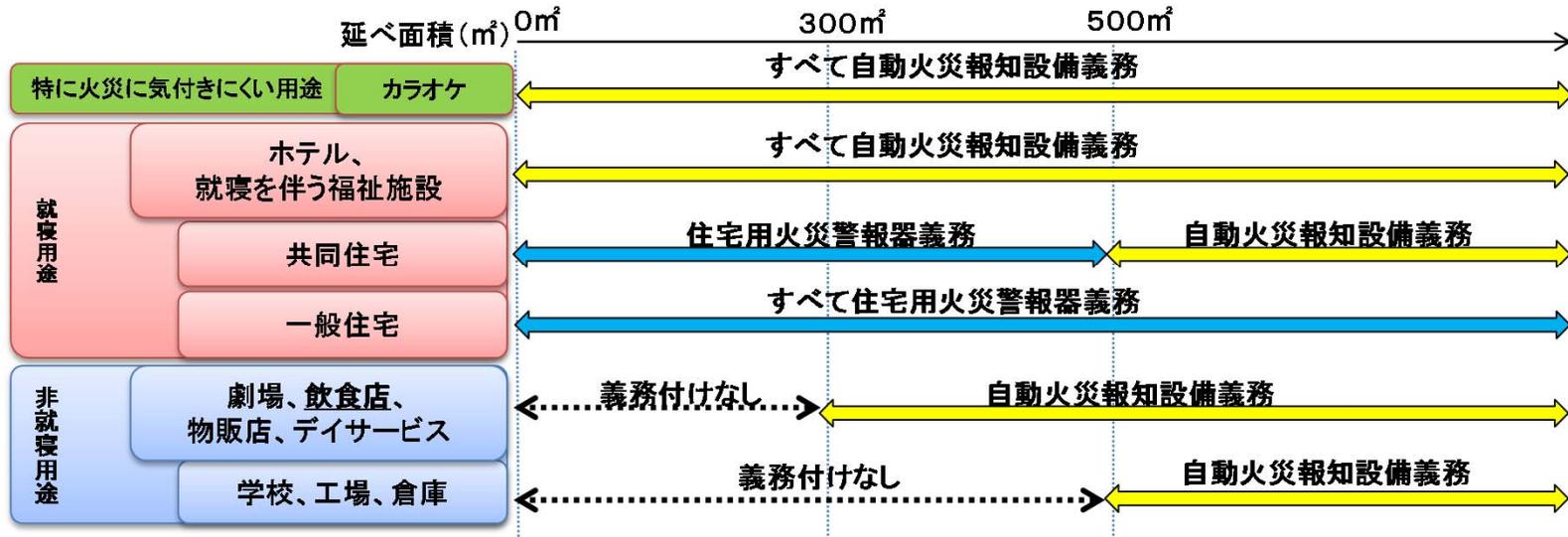
○ その他

- ・強風が予想される地域
- ・危険物施設、アーケード商店街、旅館街
- ・延焼拡大の危険性が大きい地域
- ・消防長又は消防署長が定める地域
- ・予想焼失面積により指定（600㎡以上、1,000㎡以上、10,000㎡以上）

- ・不燃領域率（40%未満）
- ・木防率（耐火性能の低い木造建築物が占める割合。2/3以上）
- ・延焼抵抗率（延焼のおそれが小さいエリアが占める割合。35%未満）
- ・住宅戸数密度（80戸/ha以上）

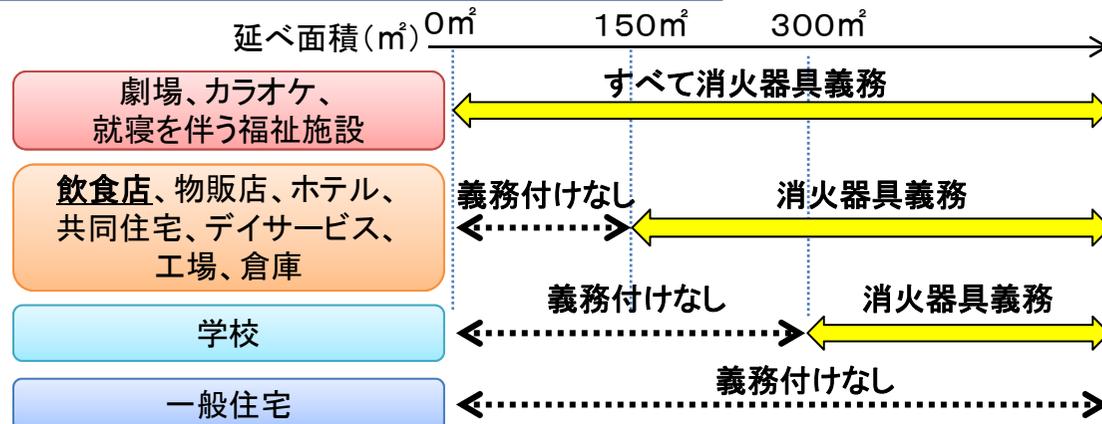
自動火災報知設備等の設置基準(再掲)

■ 自動火災報知設備及び住宅用火災警報器の設置基準 (消防法施行令第21条、消防法第9条の2)



第4回検討会(3月24日)資料6より(再掲)

■ 消火器具の設置基準 (消防法施行令第10条)



政令指定都市の約8割
中核市の約5割
⇒火災予防条例により火気を使用する場所での消火器の設置を義務付け。

第4回検討会(3月24日)資料6より(再掲) 9

消防法令における用途別の規制

			消火器具 (m ²)	スプリンクラー設備 (m ²)	自動火災報知設備 (m ²)	非常警報設備 (※2)	誘導灯	防災規制 (カーテン、じゅうたん等)	防火管理者	
(1)	イ	劇場等	全部	平屋建以外6,000						
	ロ	集会場等	150							
(2)	イ	キャバレー等	全部	平屋建以外6,000	300	収容人員50人	全部	あり	収容人員30人	
	ロ	遊技場等								
	ハ	性風俗店舗等								
	ニ	カラオケ等								
(3)	イ	料理店等	150	平屋建以外6,000	300					
	ロ	飲食店								
(4)		百貨店等		平屋建以外3,000						
(5)	イ	旅館等	150	平屋建以外6,000	全部	収容人員20人				
	ロ	共同住宅等								11階以上の階
(6)	イ	病院等	(1)~(3)全部、 (4)150	(1)(2)全部、(3)平屋建以外3,000、 (4)平屋建以外6,000	(1)~(3)全部、 (4)300	収容人員20人	全部	あり	収容人員30人	
	ロ	老人入所施設等	全部	全部	全部	収容人員50人				収容人員10人
	ハ	老人デイサービス等	150	平屋建以外6,000	宿泊は全部、その他300	収容人員50人				収容人員30人
	ニ	特別支援学校等			300					
(7)		学校等	300	11階以上の階	500	収容人員50人	地階・無窓階・11階以上の階	31mを超える建築物	収容人員50人	
(8)		図書館等								
(9)	イ	蒸気浴場等	150	平屋建以外6,000	200	収容人員20人	全部	あり	収容人員30人	
	ロ	一般浴場等			500					
(10)		車両停車場	300		500			31mを超える建築物		
(11)		神社等			1,000					
(12)	イ	工場等	150	11階以上の階	500			あり	収容人員50人	
	ロ	スタジオ等								
(13)	イ	車庫等	150		500	収容人員50人				
	ロ	特殊格納庫			全部					31mを超える建築物
(14)		倉庫		ラック式倉庫天井高>10mかつ700	500					
(15)		前各項以外	300	11階以上の階	1,000					
(16)	イ	特定複合用途	(※1)	特定3,000で特定用途の存する階(※1)	300		全部	一部あり	収容人員30人	
	ロ	非特定複合用途		11階以上の階	(※1)		地階・無窓階・11階以上の階	31mを超える建築物	収容人員50人	
(16)の2		地下街	全部	1,000	300		全部	あり	収容人員30人	
(16)の3		準地下街		1,000かつ特定500	500かつ特定300				—	
(17)		重要文化財等の建造物		11階以上の階	全部		—	31mを超える建築物	収容人員50人	
(18)		延長50m以上のアーケード	—		—				—	
住宅			—	—	住警器すべて義務 (階段、寝室)	—	—	—	—	

一般的な設置基準を記載しており、この表に記載していない設置基準もある。

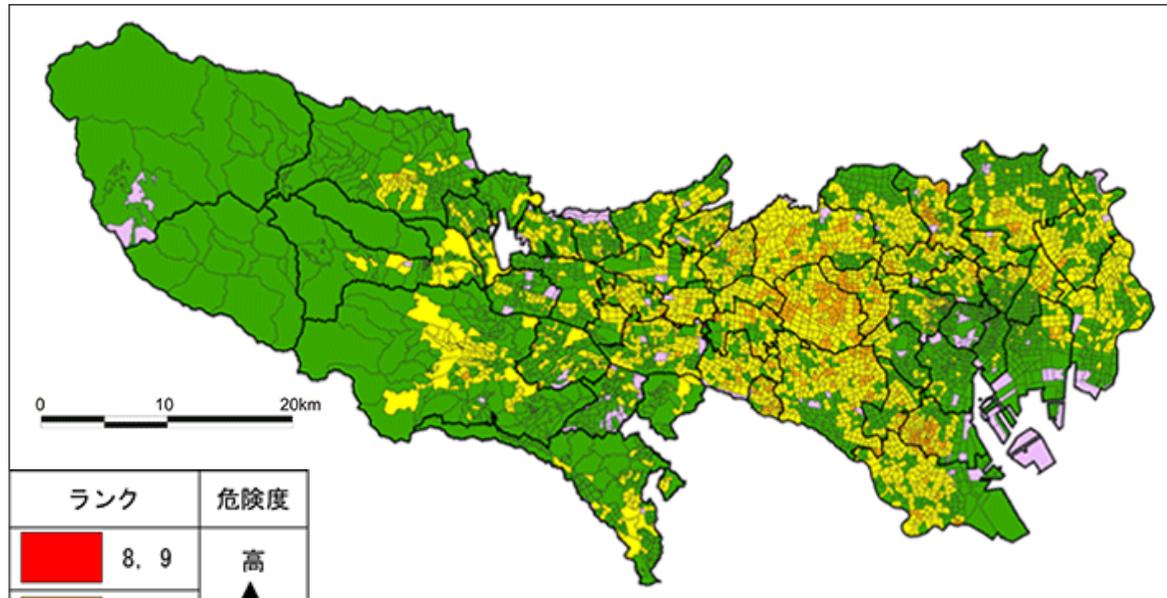
※1 各用途の設置基準に従って設置

※2 非常警報設備の設置が義務となった場合においても、自動火災報知設備の設置がある場合には非常警報設備の設置は免除可

(参考)延焼危険性の高い地域の評価事例【東京消防庁防災部】

<東京都の地震時における地域別延焼危険度測定(第9回)>

町丁目内で1件の建物火災が発生した場合、6時間後に平均でどの程度燃え広がるかを危険度のランクとして評価

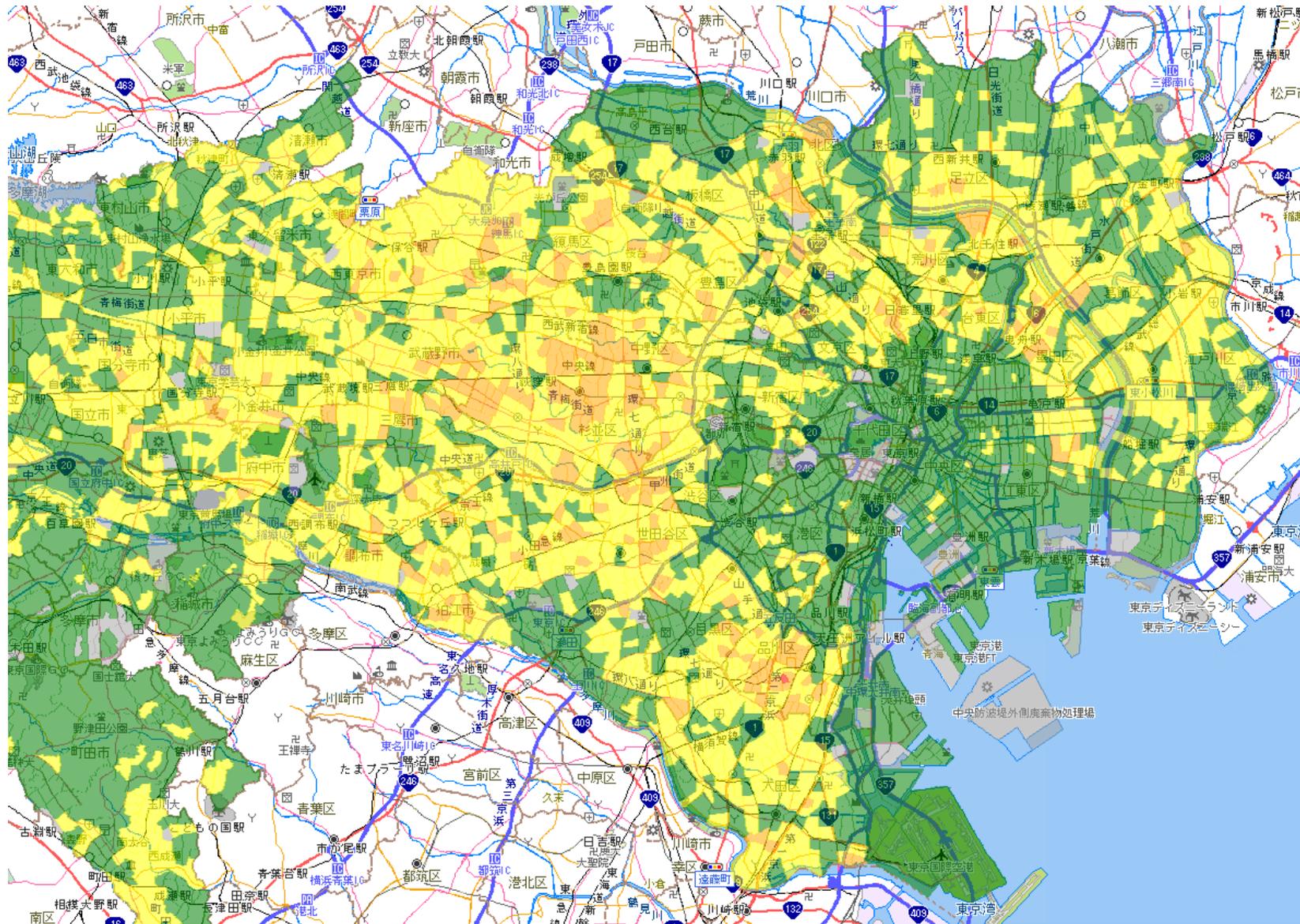


ランク	危険度
8, 9	高 ↑ ↓ 低
6, 7	
4, 5	
2, 3	
0, 1	

ランク	延焼面積または焼失面積
9	150,000平方メートル以上
8	100,000平方メートル～150,000平方メートル未満
7	60,000平方メートル～100,000平方メートル未満
6	30,000平方メートル～60,000平方メートル未満
5	15,000平方メートル～30,000平方メートル未満
4	5,000平方メートル～15,000平方メートル未満
3	1,500平方メートル～5,000平方メートル未満
2	300平方メートル～1,500平方メートル未満
1	1平方メートル～300平方メートル未満
0	0平方メートル

- 気象条件:一般的に延焼しやすい条件となる冬の気象条件を想定(風向:北北西、風速:6m/s、湿度:50%)
- 出火点の設定:各250mメッシュをさらに9分割し、各分割の中心に最も近い木造建物または防火造建物に出火点を設定。各分割の中心付近に木造建物と防火造建物のいずれも無い場合には、準耐火造建物または耐火造建物に出火点を設定
- 消防隊や住民の消火活動を考慮せず、消火活動が行われない場合にとのくらい燃え広がるかで測定し評価
- 延焼シミュレーションを実施し、出火から6時間後の延焼面積及び焼失面積を記録
- 算出した延焼(焼失)面積から、表により10ランクに区分
- ランク6以上の地域は危険区域警防計画を策定

(参考)延焼危険性の高い地域の評価事例【東京消防庁防災部】



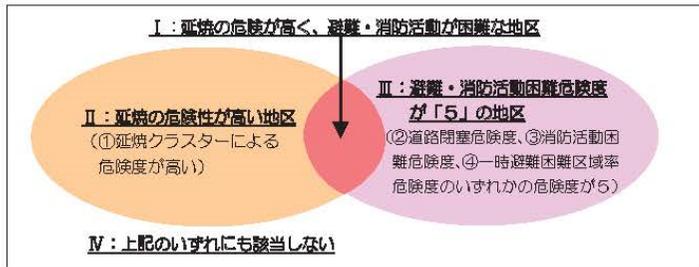
東京消防庁HPより「訓練用防災マップ」

(参考)延焼危険性の高い地域の評価事例【岡崎市】

■総合災害危険判定

地震による災害リスクは、「延焼」と「避難・消防活動の困難さ」が主なものと考え、これらの危険度評価を重ね合わせ、総合災害危険度として評価。

<総合災害危険判定方法(図)>



<災害危険度判定の各項目>

①地区の延焼の危険性(延焼クラスターによる危険度)

- 延焼クラスターとは、地震に伴う火災が、消防活動が全く行われずに放置された場合の延焼範囲。
- 1つの延焼クラスター内に、1,000棟以上の建物がある地区を、延焼危険が高い地区と判定。

②道路通行の困難性(道路閉鎖確率による危険度)

- 大規模地震時に、建物等の倒壊により発生するがれき等により、道路が閉鎖する確率を、路線ごとに算定。
- この道路閉鎖確率が高い路線の割合を、地区ごとに算出し、道路通行の困難性を5段階の危険度で判定。

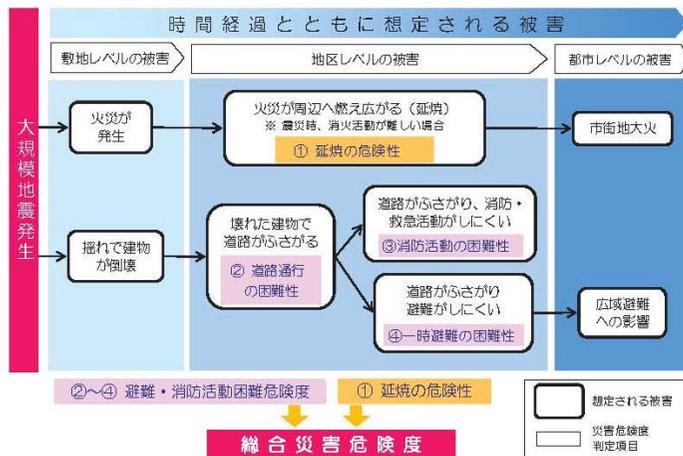
③消防活動の困難性(消防活動の困難区域率による危険度)

- 大規模地震時に有効とされる消防水利(防火水槽など)の位置と、その有効消防水利からの消防ホースの届く距離を考慮し、消防活動困難区域率を算定。
- この消防活動困難区域率を消防活動困難性として5段階の危険度で判定。

④一時避難の困難性(一時避難困難区域率による危険度)

- 避難場所や都市公園といった、震災時に避難可能な場所までの距離によって、一時避難の困難性を判定。
- 避難場所等からの直線距離が350m(歩行距離500m)以上となる市街地の区域の割合を、一時避難困難区域率として算定し、5段階の危険度で判定。

<災害危険度判定の項目(フロー)>



(参考) 延焼危険性の高い地域の評価事例【岡崎市】

各地域の総合災害危険度 (行政町ごと)

		避難・消防活動	
		困難	比較的容易
延焼の危険	高い	I	II
	低い	III	IV

【判定結果について】

I：延焼の危険が高く、避難・消防活動が困難な地区

道路が狭く、倒壊の恐れのある木造等の建物が多いために、延焼しやすく、かつ逃げにくい市街地を含んでいる地区と言えます。

II：延焼の危険性が高い地区

燃えやすい木造等の建物が多いために、延焼の恐れがある市街地を含んでいる地区と言えます。

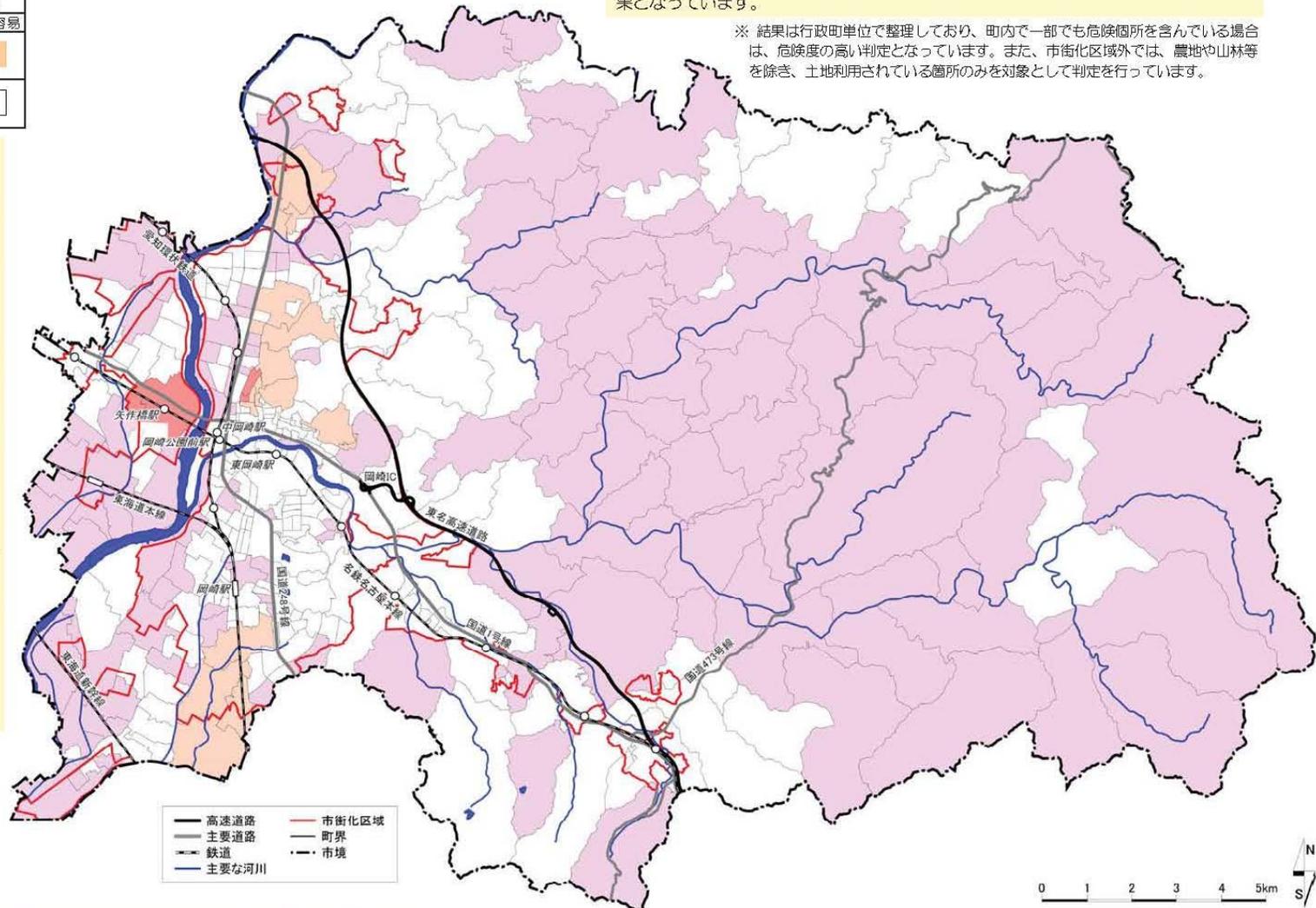
III：避難・消防活動が困難な地区

道路が狭く、倒壊の恐れのある木造等の建物が多いために、避難や消防活動が困難な市街地を含んでいる地区と言えます。

また、山間部や田舎部においても、災害時の緊急車両等の通行が困難となる狭い道路が多いことなどから、危険度が高くなっています。

IV：その他地区

比較的地震による災害リスクが低い地区と言えます。



市街地の構造として、地区内の道路が狭く、空地が少なく、木造住宅が多い地区では、地震時の火災・延焼の危険性と、道路の閉塞の危険性が高くなり総合危険度が高い結果となっています。

※ 結果は行政町単位で整理しており、町内で一部でも危険箇所を含んでいる場合は、危険度の高い判定となっています。また、市街化区域外では、農地や山林等を除き、土地利用されている箇所のみを対象として判定を行っています。

このパンフレットでは、各地域の災害危険度の概略を紹介しています。延焼危険性や避難困難度などの各項目の詳細な判定結果や内容については、岡崎市都市計画課ホームページ内の「災害危険度判定調査の結果」をご覧ください。

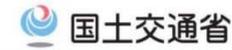
(⇒URL: <http://www.city.okazaki.aichi.jp/1550/1567/1637/p018871.html>)

市は、この災害危険度判定の結果に基づいて、市街地の安全性を高めるための施策に取り組んでまいりますが、地域の皆さまの協力が必要不可欠です。今後、災害リスクの高い地区の防災・減災まちづくりの方策について、地区の住民の皆さまと一緒に検討してまいります。

(参考) 防火地域・準防火地域

【再掲】第2回(2月24日)資料1-3

防火地域等における建築物の規制【法第22条】【法第61条】【法第62条】



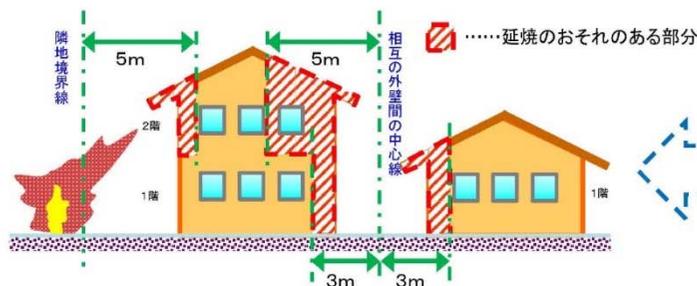
○ 市街地大火を抑制する観点から、地方公共団体が定める「防火地域」・「準防火地域」・「屋根不燃区域」においては、延べ面積・階数等に応じた性能を求めている。

□ で囲まれている部分は「延焼のおそれのある部分」のみが規制対象

	階数	防火地域(法第61条)			準防火地域(法第62条)			屋根不燃区域(法第22条)
		50㎡以下	100㎡以下	100㎡超	500㎡以下	500㎡超 1,500㎡以下	1,500㎡超	
屋根	階数を問わない	不燃材料等						不燃材料等
主要構造部	4階以上	耐火構造			耐火構造			準防火構造※4 (外壁)
	3階建	耐火構造			一定の防火措置※2	耐火構造		
	2階建	準耐火構造			防火構造※3 (外壁・軒裏)	準耐火構造		
	平屋建	防火構造※1 (外壁・軒裏)	準耐火構造		準耐火構造			
窓	階数を問わない	防火設備(20分の遮炎性能)						

※1: 附属建築物の場合。
※3: 木造建築物の場合。

※2: 火災時に倒壊しない寸法の柱・はり、防火構造(外壁・軒裏)などの防火措置が必要。
※4: 観覧場や共同住宅(2階建・200㎡超)などの場合は、防火構造(外壁・軒裏)とすることが必要。



○ 「延焼のおそれのある部分」という概念は、外部からの火熱を想定して、建築物の延焼を防止するために守るべき部分として定義されており、二つの建築物の相対的な位置関係によって決まる。

○ 具体的には、「隣地境界線」「道路中心線」「建築物相互の外壁間の中心線」を基準線として、階数に応じた一定の距離の範囲内に入る部分として定めている。

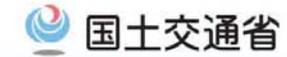
(参考) 防火地域・準防火地域

全国で、防火地域31,222ha、準防火地域315,886haが指定されている(平成27年3月末現在)。

・ 都市的土地利用がなされている国土651万ha※のそれぞれ0.5%、4.8%を占める。(※国土3,780万haのうち、道路137万ha、宅地137万ha、その他324万haの面積(農地、森林、原野等、水面・河川・水路を除く)(平成24年現在))

(参考)防火地域・準防火地域

【再掲】第2回(2月24日)資料1-3

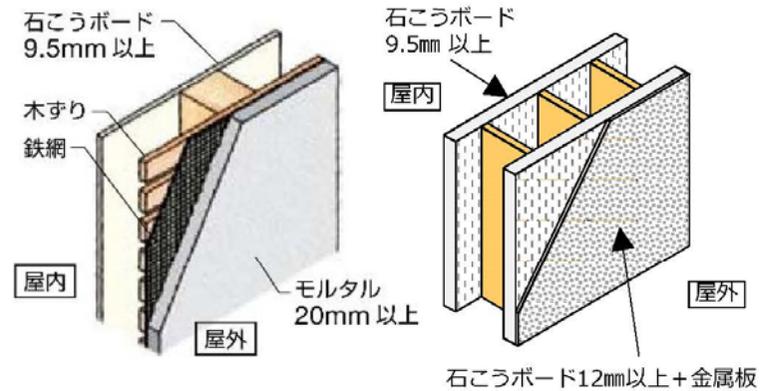


防火構造【法第2条第8号】・準防火構造【法第23条】

防火構造

- 対象:外壁及び軒裏(延焼のおそれのある部分)
- 性能:建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼を抑制するために必要な性能【防火性能】
- 「防火性能」の技術的基準(令第108条)

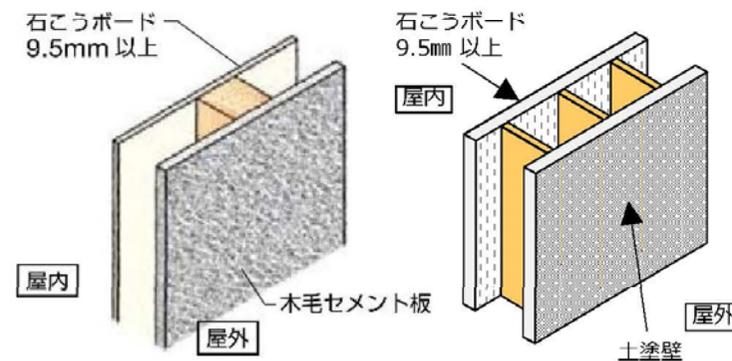
	外壁		軒裏
	耐力壁	非耐力壁	
非損傷性	30分間	—	—
遮熱性	30分間	30分間	30分間



準防火構造

- 対象:外壁(延焼のおそれのある部分)
- 性能:建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼を抑制するために必要な性能【準防火性能】
- 「準防火性能」の技術的基準(令第109条の7)

	外壁	
	耐力壁	非耐力壁
非損傷性	20分間	—
遮熱性	20分間	20分間



「地震時等に著しく危険な密集市街地」の最低限の安全性の考え方

地震時等に著しく危険な密集市街地の抽出

○地方公共団体が、以下の考え方により、「延焼危険性」、「避難困難性」いずれかの指標が所定の水準に達していない地区について、総合的な判断に基づき、「地震時等に著しく危険な密集市街地」として抽出

延焼危険性：際限なく延焼することで大規模な火災による物的被害を生じ、避難困難者が発生する危険性

避難困難性：建物倒壊及び火災の影響により、地区内住民等が地区外へ避難することが困難となる危険性

「延焼危険性」の基本的な整備水準

火災発生時にける燃え広がりにくさを示す以下のいずれかの指標について、目標水準が達成されていること。(地方公共団体が選択)

○ 不燃領域率： **40%以上**

※不燃領域率：地区面積に占める空地(公園、広幅員道路)＋耐火建築物の面積の割合

※不燃領域率が40%以上になると、火災が発生した場合に燃え広がる面積が大幅に抑制されるとされている。

※40%よりも高い目標水準を設定している地方公共団体もある。

○ 木防率： **2/3未満**

※木防率：地区内の建築物に占める耐火性能の低い木造住宅の占める割合(棟数ベース)

○ 延焼抵抗率： **35%以上**

※地区内のどの建物に火災が発生しても延焼の恐れが低いエリアの面積の地区面積に占める割合。(建物密度が低いほど大きくなる)

「避難困難性」の基本的な整備水準

火災発生時における地区外への避難しやすさを示す以下の指標について、目標水準が達成されていること。(地方公共団体が選択)

○ 地区内閉塞度： **レベル1～2(5段階中)**

※地区内閉塞度：以下のデータを特別評価プログラムで解析してレベルを算出している。

・地区面積(小さいほど逃げやすい)

・道路の総延長(長いほど逃げやすい)

・広幅員道路の延長(長いほど逃げやすい)

・行き止まりの細街路(少ないほど逃げやすい)

・老朽木造棟数(少ないほど道が塞がれず逃げやすい) 等

※以前の重点密集市街地(約8,000ha)の判断指標であった「延焼危険性」に加え、平成23年度からは「避難困難性」の指標を加味し、「地震時等に著しく危険な密集市街地」約6,000haが抽出された。